

小豆島自治会区費徴収規則

1. 地区内の居住者の基礎徴収区費（全期分）

- ① 標準世帯 5,000 円
- ② 同敷地内世帯 3,000 円（子供が同じ敷地内で住居している）
- ③ 高齢単身世帯 2,800 円（65 歳以上の一人暮らしの世帯）
- ④ 母子世帯 2,800 円（義務教育の子を養育する者）
- ⑤ 賃貸住宅 2,400 円（マンション、アパート等、警察官舎含む）

上記以外の世帯等については、役員会において決定する。

但し、入会しない方については、地区内回覧、公報等の配布はしない

2. 区費の徴収時期について

徴収時期は、毎年 6 月中旬から 7 月上旬とする。但し、会員等の都合でこの限りではない。

3. 区費の支払い義務の発生について

この会は、前年度まで入会した者に対して、区費の支払い義務が発生する。

6. 区費の集金等について

①一般家庭について

年5,000円を集金(全期分)

同じ敷地内世帯は年3,000円(子供が同じ敷地内で住居している。)

高齢単身世帯及び母子世帯は年2,800円(全期分)

集合住宅(警察官舎含む)は年2,400円(全期分)